高浜発電所 安全審査資料
3-改6
２０２３年 ９月２０日

高浜発電所１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉 原子炉設置変更許可申請に係る審査スケジュール案について

ブロック	条文	項目	概要資料	補足説明資料	適合性 SGR	適合性 SG保管庫	適合性 保修点検建屋	2023年 4月 25日	5月 17日	6月 1日	6月 15日	7月 4日	7月 31日	8月 7日	8月 24日	9月 4日	9月 20日	9月 25日～	10月 2日～	10月 10日～	10月 16日	10月 23日～	10月 30日	11月 6日～	11月 13日～	11月 20日～	11月 29日	12月 6日	12月 11日～	12月 18日～	12月 25日～	2024年 4月
審査項目 □：審査会合 ▽：ヒアリング ＜黒塗りは実績＞				資料提出目標日→				－	ヒア① 4/25	ヒア② 5/26	会合① 6/7	ヒア③ 6/28	ヒア④ 7/18	ヒア⑤ 7/26	会合② 8/14	ヒア⑥ 8/23	ヒア⑦ 8/23 9/6			会合③ 9/29	ヒア⑧ 9/15 10/2		ヒア⑨ 10/24		会合④ 11/8		ヒア⑩	ヒア⑪		会合⑤		
－	－	高浜発電所 原子炉設置変更許可申請の概要	(#1158会合) 資料1-1	資料1-1-改4 資料1-2-改1 資料1-3-改6	－	－	－	申請	▼	▼	■																					
－	－	添付書類八適正化（IS-LOCA、N16モニタ、感知器BF）			－	－	－																				▽	▽				
－	－	添付書類三、四、五、十一			－	－	－																				▽	▽				
－	－	審査会合コメント回答			－	－	－					▼		▼	■		#1,2 ▽			#1,2 □	▽		▽		#2,3 □		▽	▽		#4□		
①	２７条	放射性廃棄物の処理施設	(#1179会合) 資料1-1	資料2-0-改7 資料2-4-改4	●	×	●					▼		▼	■																	
①	２８条	放射性廃棄物の貯蔵施設		資料2-0-改7 資料2-5-改4	×	●	×					▼		▼	■																	
①	２９条	工場等周辺における直接線等からの防護		資料2-0-改7 資料2-6-改2	●	●	●					▼		▼	■																	
①	３０条	放射線からの放射線業務従事者の防護		資料2-0-改7 資料2-8-改1	○	●	●					▼		▼	■																	
①	－	気象条件		資料2-4-改4	－	－	－					▼		▼	■																	
②	１５条	炉心等	資料5-2-1-改1	資料2-0-改7	●	×	×						▼				▽			□												
②	１７条	原子炉冷却材圧力バウンダリ		資料2-3-改2	●	×	×						▼				▽			□												
②	２１条	残留熱を除去することができる設備		資料2-0-改7	●	×	×						▼				▽			□												
②	２２条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備		資料2-0-改7	●	×	×						▼				▽			□												
②	２３条	計測制御系統施設		資料2-0-改7	○	×	×						▼				▽			□												
②	２５条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		資料2-0-改7	●	×	×						▼				▽			□												
②	５８条	計装設備		資料2-0-改7	○	×	×									▼	▽			□												
②	１３条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	資料5-3-改1	資料2-2-改2	●	×	×						▼				▽			□												
②	２６条	原子炉制御室等			●	×	×						▼				▽			□												
③	３７条	重大事故等の拡大の防止等			●	×	×														▽		▽		□							
③	４３条	重大事故等対処設備			●	×	×														▽		▽		□							
③	４４条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備			●	×	×														▽		▽		□							
③	４５条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備			●	×	×														▽		▽		□							
③	４６条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備			●	×	×														▽		▽		□							
③	４７条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備			●	×	×														▽		▽		□							
③	４８条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備			●	×	×														▽		▽		□							
④	３条	設計基準対象施設の地盤	資料5-4	資料2-0-改7	○	●	●									▼					▽				□							
④	４条	地震による損傷の防止		資料2-0-改7	●	●	●									▼					▽				□							
④	５条	津波による損傷の防止		資料2-0-改7	○	○	○									▼					▽				□							
④	６条	外部からの衝撃による損傷の防止		資料2-0-改7 資料2-1-改1	○	●	●									▼					▽				□							
④	７条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		資料2-0-改7	○	●	●									▼					▽				□							
④	８条	火災による損傷の防止		資料2-0-改7	●	●	●									▼					▽				□							
④	９条	溢水による損傷の防止等		資料2-0-改7	●	○	●									▼					▽				□							
④	１０条	誤操作の防止		資料2-0-改7	○	○	○									▼					▽				□							
④	１１条	安全避難通路等		資料2-0-改7	○	●	●									▼					▽				□							
④	１２条	安全施設		資料2-0-改7	●	●	●									▼					▽				□							
④	３５条	通信連絡設備		資料2-0-改7	×	●	●									▼					▽				□							
④	３８条	重大事故等対処施設の地盤		資料2-0-改7	○	×	×									▼					▽				□							
④	３９条	地震による損傷の防止		資料2-0-改7	●	×	×									▼					▽				□							
④	４０条	津波による損傷の防止		資料2-0-改7	○	×	×									▼					▽				□							
④	４１条	火災による損傷の防止		資料2-0-改7	●	×	×									▼					▽				□							
対象外	１４条	全交流動力電源喪失対策設備				×			▼	▼	■																					
対象外	１６条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設				×			▼	▼	■																					
対象外	１８条	蒸気タービン				×			▼	▼	■																					
対象外	１９条	非常用炉心冷却設備				×			▼	▼	■																					
対象外	２０条	一次冷却材の減少分を補給する設備				×			▼	▼	■																					
対象外	２４条	安全保護回路				×			▼	▼	■																					
対象外	３１条	監視設備				×			▼	▼	■																					
対象外	３２条	原子炉格納施設				×			▼	▼	■																					
対象外	３３条	保安電源設備				×			▼	▼	■																					
対象外	３４条	緊急時対策所				×			▼	▼	■																					
対象外	３６条	補助ボイラー				×			▼	▼	■																					
対象外	４９条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５０条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５１条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５２条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５３条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５４条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５５条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５６条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５７条	電源設備				×			▼	▼	■																					
対象外	５９条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備				×			▼	▼	■																					
対象外	６０条	監視測定設備				×			▼	▼	■																					
対象外	６１条	緊急時対策所				×			▼	▼	■																					
対象外	６２条	通信連絡を行うために必要な設備				×			▼	▼	■																					